給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第２号

福岡市西区愛宕浜２丁目２番４―304号
再生債務者　安養寺秀則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第３号

静岡市駿河区小鹿429番地３　プレステージ206号
再生債務者　中瀬　美佳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月10日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再ロ）第３号

青森市沖館４丁目12番25号
再生債務者　小川　卓也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月14日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再ロ）第５号

埼玉県川越市大字菅間32番地19
再生債務者　渡辺　修宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月14日
さいたま地方裁判所川越支部

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、解散の認可があったものとみなされましたので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。
1．企業年金基金の名称　日鉄エレックス企業年金基金
2．事務所の所在地　福岡県北九州市八幡東区大字前田字大塚1320―4
3．実施事業所の名称及び所在地　日鉄住金テックスエンジ株式会社　東京都千代田区丸の内２丁目５番２号
4．解散の理由　確定給付企業年金法第81条第３項の規定に基づき解散の認可があったものとみなされたことによる
5．解散の認可があったものとみなされた年月日　平成26年10月１日
平成 26 年 10 月 23 日
福岡県北九州市八幡東区大字前田字大塚1320―4
日鉄エレックス企業年金基金
理事長　土屋　春男

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行するため、確定給付企業年金法第81条第３項により解散の認可があったものとみなされましたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づいて、次のとおり公告します。
1．清算人氏名　荒牧　和男
2．住所　福岡県北九州市八幡東区大字前田字大塚1320―4
平成 26 年 10 月 23 日
日鉄エレックス企業年金基金
理事長　土屋　春男

日本弁護士連合会平成26年度役員就任公告

日本弁護士連合会平成26年度役員（理事）の南尾徹（長崎県弁護士会）の辞任（平成26年９月12日）に伴い、後任の役員が就任したので、下記のとおり公告する。
平成 26 年 10 月 6 日
記
理　事
梅本　國和（長崎県弁護士会）

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)(乙)　ともに
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月十六日
掲載頁　二十八頁（号外第二二九号）
平成二十六年十月二十三日
東京都目黒区大橋１丁目三番九号
(甲) 株式会社フォイス
代表取締役　蜂谷　二郎
東京都渋谷区宇田川町四一番三一号
(乙) 株式会社フォイスネットワーク
代表取締役　蜂谷　二郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月八日
掲載頁　四十六頁（号外第二二三号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月八日
掲載頁　四十七頁（号外第二二三号）
平成二十六年十月二十三日
新潟県長岡市西新町二丁目六番二八号
(甲)　渡辺興産株式会社
代表取締役　渡辺　貞雄
新潟県長岡市西新町二丁目六番二八号
(乙)　株式会社渡辺商会
代表取締役　渡辺　貞雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年十二月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十六年十月八日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月三十一日
掲載頁　一五五頁（号外第一七一号）
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年十月二十三日
富山市中野新町一丁目一番一九号
(甲) 株式会社エヌ・ケイ・アイ
代表取締役　山田　康広
富山県小矢部市西中野六七一番地
(乙) 有限会社劔通商
代表取締役　山田　康広

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のデバイス事業およびデバイス関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年十二月一日であり、甲は、会社法第七九六条第三項に基づき、また乙は、会社法第七八四条第三項に基づき、株主総会の承認を経ずに決定しております。
この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月十八日
掲載頁　六十四頁（号外第一六一号）
平成二十六年十月二十三日
東京都品川区東品川三丁目六番五号
(甲) 株式会社バイテック
代表取締役　今野　邦廣
東京都港区芝公園二丁目四番一号
(乙) 三井物産エレクトロニクス株式会社
代表取締役　市川　誠